

国立大学法人高知大学における支出予算の繰越手続取扱細則

平成16年4月1日
規則第124号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における支出予算の繰越手続については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 この細則の運用においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）を適用するものとする。

(報告)

第3条 補助金適正化法第7条第1項第5号の規定を適用される事態となった場合は、財務部財務課と調整のうえ、速やかに事務手続を行い、文部科学大臣の指示に従うものとする。

(繰越し手続事務)

第4条 前条に規定する手続の結果、繰越しに係る事務手続の実施を命ぜられた場合は、歳出予算の繰越手続事務について（平成10年10月1日付国会第50号会計課長通知）及び歳出予算の繰越手続事務の促進について（平成5年2月25日付国会第16号会計課長通知）の準用により、すみやかに事務手続を行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。